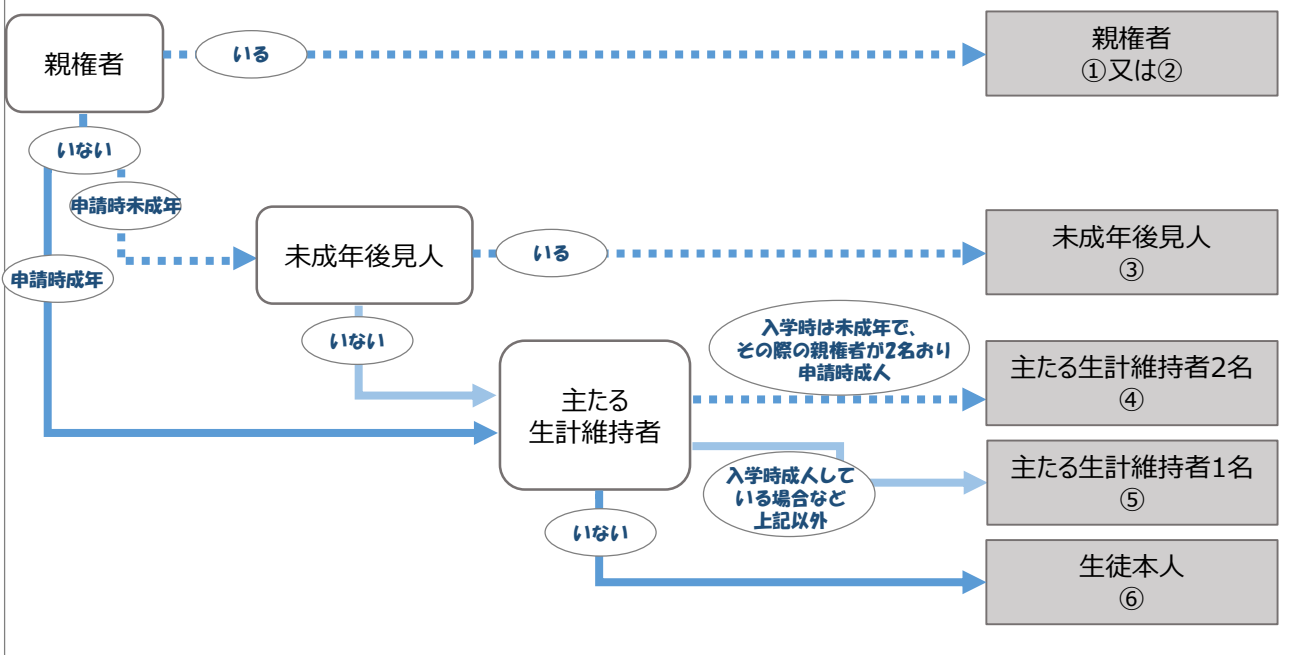


所得確認対象者確認用フロー図



所得の確認対象者について

- (1) 「保護者」とは**
 高等学校等就学支援金において所得の確認対象者となる「保護者」は、学校教育法第16条に定めがあり、「子に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）」と規定されています。
- (2) 未成年後見人とは**
 未成年者に親権者がいないときなどに、法定代理人となる者のことです。未成年後見人は、親権者が遺言で指定するか、申立てによって家庭裁判所で選任されるかいずれかの方法で指定されます。なお、未成年後見人であっても、財産に関する権限のみを行使し、身上監護を行っていない（実際の生活の面倒を見ていない）場合は、就学支援金の制度上では「保護者」として取扱いません。
- (3) 生徒に親権者・未成年後見人のいずれも存在しない場合**
- ① 生徒が未成年である場合
 生徒を扶養している親族等が存在する場合、その者を「主たる生計維持者」として所得の確認対象者とします。扶養確認のため、生徒の健康保険証の写しの提出が必要です。
 生徒に主たる生計維持者が存在しない場合、所得の確認対象者は生徒本人となります。ただし、施設入所者、里親に委託されている場合、又は生活保護を受給している場合など、住民税が課税されるだけの収入を得ていない場合は、マイナンバー等の提出は不要です。
- ② 生徒が成年年齢に達している場合
 所得の確認対象者は生徒本人になります。ただし、生徒に扶養者が存在する場合は、その者を「主たる生計維持者」として所得の確認対象者とします。扶養確認のため、生徒の健康保険証の写しの提出が必要です。

申請書提出締切日：7月14日(金)

※「申請しない」方も、学校での提出の有無の確認作業にご協力ください。

お問い合わせ先

【提出期限や、提出に必要な書類などに関すること】
 大阪府立中央高等学校 事務室 TEL：06-6944-4401

【制度の概要などに関すること】
 大阪府教育庁 施設財務課 就学支援金担当
 TEL：06-6941-0351(代) FAX：06-6946-1141
 大阪府ホームページ「府立高等学校の授業料と就学支援金について」
<https://www.pref.osaka.lg.jp/kyoishisetsu/furitukoukou/>

高等学校等就学支援金(7月申請) 申請書記入要領

【表面】

様式第1号（第3条第1項並びに第10条第2項及び第11条1項から第3項まで関係）

記入日 令和5年7月15日

大阪府教育委員会 様

高等学校等就学支援金

生徒又は保護者等が、別紙の「記入上の注意」及び「留意事項」をよく読んで記入してください。

生徒が在学する学校の名称等	大阪府立△△△△ 高等学校 ● 年 ● 組 1 番	学校の種類・課程・学科 <input checked="" type="checkbox"/> 全日制 <input type="checkbox"/> 定時制 <input type="checkbox"/> 通信制
フリガナ	モンカ タロウ	生徒の生年月日
生徒名	文科 太郎	西暦 2007 年 10 月 1 日
生徒の住所	〒540-8571 大阪市中央区大手前3丁目	
保護者等の昼間連絡先	自宅・父(母)その他()	電話 (06)1234-5678

↓ 生徒又は保護者等が、下の3つのいずれかの□に直筆で☑を付けてください。

所得制限基準に該当する、またはほかの理由により、高等学校等就学支援金の申請・届出しない場合、以下の記載は不要です。授業料の納付が必要になります。

受給資格認定申請書（初回時） 高等学校等就学支援金の受給資格認定を申請します。

収入状況届出書（2回目以降） 保護者等の収入の状況に関する事項について届出します。

※申請書、届出する場合は、生徒又は保護者等が、すべての□に直筆で☑を付けてください。

この申請書又は届出書の記載内容は、事実に相違ありません。

虚偽の記載により就学支援金を支給された場合には、不正利得の徴収や3年以下の懲役又は100万円以下の罰金等に処されることがあることを承知しています。

就学支援金を授業料に充てるとともに、必要な事務手続きを学校設置者に委任します。

次の①～④の事項をすべて確認しました。

① 生徒は、高等学校等（修学期間が3年未満のものを除く。）を卒業又は修了していません。

② 生徒が高等学校等に在学した期間が36月(*)を超えていません。

(*)定時制・通信制等に在学する期間はその月数を1月の4分の3に相当する月数として計算します。

③ 裏面の保護者等に変更（離婚・死別、養子縁組等）があった場合は、速やかに届出ます。

④ 休学中の生徒が再入学した場合は、再入学後（課程不併修）を記載し、課程不併修に該当する場合は、速やかに届出ます。

高等学校等の在学期間について

① 現在の学校の在学期間	入学年月日 令和5年4月1日～ (転編入を含む)
② 過去の学校の在学期間	<input checked="" type="checkbox"/> 過去に高等学校等に在籍したことはありません。

(*)他の高等学校等に在学した期間を新しい順に必ず記入してください。また、就学支援金の資格消滅通知を添付してください。	学校名	課程	在学期間		休学期間の有無とその期間	
			年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで	有・無	年 月 日から 年 月 日まで
		全・定・通			有・無	
		全・定・通			有・無	

学校交付日

学校記入欄 学校名 課程 在学期間 休学期間の有無とその期間

申請書の記入年月日を記入してください。
⑨令和5年7月中の日付

すべての項目について漏れなく記入してください。
⑩「生徒名」の部分は必ず生徒もしくは保護者等の直筆

いずれか一つの□に☑を記入してください。
⑪申請しない場合、授業料をお支払いいただく必要が生じます。

「申請をしません」の□に☑を記入された方は、ここまでの記入で結構です。

確認の上、すべての□に☑を記入してください。

この欄の記入は不要です。

この欄は、「受給資格認定申請書」の□に☑を記入された方のみ記入してください。

- 過去に日本国内の高等学校等に在学したことがない生徒
 →上の例のように、入学年月日を記入し、「過去に高等学校等に在籍したことはありません」の左の□に☑を記入してください。
- 過去に日本国内の高等学校等に在学したことがある生徒
 →入学年月日を記入した後、その下の欄に以前の学校名等を記入します。

学校名	課程	在学期間	休学期間の有無とその期間
大阪府立 * 高等学校	全・定・通	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで	有 無 令和4年10月1日から 令和5年3月31日まで
	全・定・通	年 月 日から 年 月 日まで	有・無 年 月 日から 年 月 日まで

- ①学校名…過去在籍していた学校名を記入してください。
- ②課程…①の学校の課程をひとつ選び、○を記入してください。
- ③休学期間の有無とその期間…休学をしたことがない場合は、「無」に○を記入してください。したことがある場合は、「有」に○を記入したうえで、その期間を右側に正しく記入してください。

【裏面】

「7月1日」と記入

該当する部分の□に✓を記入してください。
(右ページ参照)

⑨✓はいずれか一つに記入

①～⑥の□に✓をした場合は、その方に関する情報を漏れなく記入してください。
⑦又は⑧の□に✓をした場合は、記入不要です。

⑨①の場合は2名分、
②～⑥の場合は1名分の
情報を記入

【7月1日】時点における保護者等の状況及び添付するマイナンバーカード(写)等については、次のとおりです。

2 保護者等の収入の状況について ①～⑧のいずれかの□に☑を付けてください。

2-1 次の保護者等のマイナンバーカード(写)等を添付します。

親権者がいる場合	①	<input type="checkbox"/>	親権者(両親)2名分 生徒が未成年(18歳未満)であり、親権者(両親)が2人いる場合。 ○ 両親それぞれのマイナンバーカード(写)等を添付する場合 ○ 両親の生活保護受給証明書を添付する場合
		<input type="checkbox"/>	親権者1名分 親権者が一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、⑤から⑦までのいずれかの該当する項目に☑を付けてください。
	②	<input type="checkbox"/>	親権者の1人が、日本国内に住所を有したことがないなどマイナンバーの指定を受けていない場合
親権者がいない場合		<input type="checkbox"/>	・離婚、死別等により親権者が1名の場合 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人のマイナンバーカード(写)等を添付できない場合 等 ※ やむを得ない「家庭の事情」：ドメスティックバイオレンス(DV)、養育放棄、行方不明 等
	③	<input type="checkbox"/>	未成年後見人【 】名分 左の【 】欄には未成年後見人の人数を記入してください。 親権者が存在せず、家庭裁判所等により未成年後見人が選任されている場合(未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分。法人又は財産に関する権限のみ行使すべきとされている者は除きます。) ※ 法的に選任を受けていない場合は、⑤に該当します。
	④	<input type="checkbox"/>	生徒の生計をその収入により維持している者(以下「主たる生計維持者」という)(両親等)2名分 生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合
		<input type="checkbox"/>	主たる生計維持者1名分 ※⑤イでの申請には生徒の「健康保険証(写)」の添付が必要な場合があります。
	⑤	<input type="checkbox"/>	ア 主たる生計維持者の1人が、日本国内に住所を有したことがないなど個人番号の指定を受けていない場合 イ 生徒が未成年(18歳未満)だが、親権者又は未成年後見人がいない場合 ・上記の生徒が引き続き在学中に成人し、申請する場合 ・入学時点で成人の生徒に主たる生計維持者がいる場合 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者が1人だった場合 等
⑥	<input type="checkbox"/>	生徒本人(親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合) ・成人に達している場合 ・未成年であるが、市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ている場合 等	
2-2 次の理由により、マイナンバーカード(写)等を添付しません。			
	⑦	<input type="checkbox"/>	所得確認の対象が生徒本人(親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合)であるが、未成年で市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合
	⑧	<input type="checkbox"/>	親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者の全員が、日本国内に住所を有したことがないなど、マイナンバーの指定を受けていない場合。

保護者等の名前、生徒との続柄及び保護者等のその年の1月1日現在(申請又は届出を行う月が4～6月の場合には、その前年の1月1日現在)の市区町村までの住所(日本国内に住所を有していない場合には、□に☑を付け期間を記入してください。)(⑦又は⑧の場合は記入不要です。)

保護者等の名前 (フリガナ) モンカ マナズ	生徒との続柄 <input checked="" type="checkbox"/> 父 母 (その他)	保護者等の名前 (フリガナ) モンカ ショウコ	生徒との続柄 <input checked="" type="checkbox"/> 父 母 (その他)
文 科 学		文 科 省 子	
生年月日 西暦 1975 年 5 月 1 日		生年月日 西暦 1974 年 6 月 1 日	
令和5年1月1日現在の住所 大阪 <input checked="" type="checkbox"/> 都道 大阪 <input checked="" type="checkbox"/> 市区町村		令和5年1月1日現在の住所 都道 市区町村 府県	
<input type="checkbox"/> 日本国内に住所を有していない。 ※ 日本国内に在住していない期間 (年 月 日)から(年 月 日・現在)まで		<input checked="" type="checkbox"/> 日本国内に住所を有していない。 ※ 日本国内に在住していない期間 (令和3年7月1日)から(令和5年2月15日 ・現在)まで	

※ 親権者は実父母又は養父母です。父母が離婚された場合は、父又は母のいずれかの単独親権となります。
(再婚されても養子縁組を行わない限り親権者になりません。ただし、養親(養子縁組を行った方)は除きます。)

(例1)令和5年1月1日時点で日本に住民票を置いている方の場合

保護者等の名前 (フリガナ) モンカ マナズ	生徒との続柄 <input checked="" type="checkbox"/> 父 母 (その他)
文 科 学	
生年月日 西暦 1975 年 5 月 1 日	
令和5年1月1日現在の住所 大阪 <input checked="" type="checkbox"/> 都道 大阪 <input checked="" type="checkbox"/> 市区町村	
<input type="checkbox"/> 日本国内に住所を有していない。 ※ 日本国内に在住していない期間	

令和5年1月1日時点の課税地を記入してください。

(例2)令和5年1月1日時点で海外に在住している方の場合

保護者等の名前 (フリガナ) モンカ ショウコ	生徒との続柄 <input checked="" type="checkbox"/> 父 母 (その他)
文 科 省 子	
生年月日 西暦 1974 年 6 月 1 日	
府県 市区町村	

日本国内に在住していない期間を記入してください。

<input checked="" type="checkbox"/> 日本国内に住所を有していない。 ※ 日本国内に在住していない期間 (令和3年7月1日)から(令和5年2月15日 ・現在)まで
--

注意!

記入された課税地が誤っていた場合は、税の情報が取得できないため、再度聞き取りを行うことや、追加書類の提出を求められることとなります。
審査の遅れに繋がったり、**最悪の場合「不認定」となり授業料のお支払いが必要となる場合もありますので、必ずご確認の上、正しい課税地をご記入ください。**

～収入状況確認区分について～

① 生徒の親権者が2名である場合

➔親権者2名分の、下記のいずれかの書類が必要です。
・**マイナンバーのわかる書類**(マイナンバーカード裏面の写し、マイナンバーが記載された住民票など)
・**生活保護受給証明書の原本**(令和5年1月1日時点で生活保護(生活扶助)を受給していることが記載されているもの)
(上記のいずれの書類も提出できない場合は、お通りの学校事務室にお問い合わせください。)

親権者が令和5年1月1日時点で日本国内に在住していないがマイナンバーの指定を受けている場合は、①を選択のうえマイナンバーのわかる書類を提出してください。

②ア 生徒に親権者が2名おり、どちらか一方は日本に在住したことがない場合

➔日本に住所を有している親権者1名分の、①に記載の書類が必要です。

②イ 生徒の親権者が1名である場合

➔親権者1名分の、①に記載の書類が必要です。
⑨ **親権者が2名存在するものの、一方がDVや養育放棄、虐待など、接触することで危害が及ぶことが考えられる場合や、収監中のため親権を行使できない場合など、やむを得ず1名分の書類しか提出できない場合を含みます。**

③ 生徒に親権者がおらず、未成年後見人が存在する場合

➔未成年後見人の、①に記載の書類が必要です。(※1)
※1 ただし、財産に関する権限のみを行使し、実際に生徒の生活の面倒を見ていない場合は③に該当しません。⑤イ、⑥、⑦のいずれかを選択してください。

④ 在学中に成人した生徒の生計を維持する者が、成人する直前から申請の時点まで変わらず両親2名である場合

➔主たる生計維持者2名分の、①に記載の書類が必要です。

⑤ア ④のうち、どちらか一方は日本に在住したことがない場合

➔日本に住所を有している主たる生計維持者1名分の、①に記載の書類が必要です。

⑤イ 生徒に親権者や未成年後見人がおらず、主たる生計維持者が1名存在する場合

➔主たる生計維持者1名分の、①に記載の書類が必要です。
また、下記「具体例」に該当する場合は、扶養関係の確認のため、**生徒の、令和5年7月1日時点で有効な健康保険証の写し**を併せてご提出ください。
≪⑤イに該当する具体例≫
● 入学時点で生徒が18歳未満で、親権者や未成年後見人が1名も存在しない場合
● 入学時点で生徒が18歳以上で、「主として」生徒の生計を維持している方が存在する場合(※2)
※2 生徒が成人の場合は、原則「⑥生徒本人」となります。ただし、例外として生徒の生計を維持している方が存在する場合のみ⑤イを選択してください。

⑥ 生徒に親権者や未成年後見人、主たる生計維持者のいずれも存在しない場合

➔生徒本人の、①に記載の書類が必要です。

≪⑥に該当する具体例≫
● 生徒が成人に達している場合(※3)
● 生徒が未成年であるが、親権者や未成年後見人、主たる生計維持者のいずれも存在せず、市町村民税所得割が課税されるだけの収入を得ている場合(※4)
※3 生徒の生計を維持している方が存在する場合には、⑥ではなく⑤イを選択してください。
※4 生徒が課税されるだけの収入を得ていない場合は、⑦を選択してください。

⑦ 未成年の生徒に親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合

➔申請書のみご提出ください。

⑧ 生徒の親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者の全員がマイナンバーの指定を受けていない場合

➔申請書のみご提出ください。